

福 祉

1 教科「福祉」の教育課程の編成

(1) 基本的な考え方

著しく増大する国民の福祉ニーズの高度化、多様化とともに、高齢者や障害者へのきめ細かなサービスに対応できる専門的な技術を有する人材の育成と確保のために、教科「福祉」が創設された背景や経緯をふまえ、教科の目標が十分達成されるよう教育課程を編成する必要がある。また、教科「福祉」は、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育成することをねらいとしていることから、介護福祉士国家試験受験資格を目指す教育課程を編成する必要がある。

(2) 配慮すべき事項

ア 教科「福祉」の原則履修科目である「社会福祉基礎」及び「社会福祉演習」は、科目の性格やねらいなどから、「社会福祉基礎」は低学年で、「社会福祉演習」は高学年で履修させること。

イ 教科「福祉」は、社会福祉に関する内容の系列であるが、今回の学習指導要領での位置付けでは、介護福祉士国家試験受験資格と関連の深い専門教科となっていることから、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第21条の別表第一に定める科目及び単位数に配慮すること。

(3) 特色ある教育課程の編成

教科	科目	北海道標準単位	A校(福祉科)				B校(福祉科)				C校(2年からコース制)				D校(総合学科)			
			1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	合計
家庭(普)	④家庭総合	4	2	2		4	2	2		4	2	2		4	2	2		4
情報	情報A	2	福祉情報処理で代替				福祉情報処理で代替				福祉情報処理で代替				2			2
福祉	④社会福祉基礎	2～6	2	2		4	2	2		4	4			4		4		4
	②社会福祉制度	2～4			2	2			2	2			2			2		2
	④社会福祉援助技術	2～6		2	2	4		2	2	4		2	2	4		2	2	4
	⑥基礎介護	2～6	2	2	2	6	2	4		6		3	3	6		3	3	6
	⑥社会福祉実習	2～10		5	5	10	2	2	2	6		3	3	6		2	4	6
	④社会福祉演習 福祉情報処理	2～6 2～4			4	4		2	2	4			4	4			4	4
看護	④看護基礎医学	9～10	2	2		4	2	2		4		2	2	4		4		4
家庭(専)	フードデザイン	2～8			2	2												
総合的な学習の時間			社会福祉演習で代替				社会福祉演習で代替				社会福祉演習で代替					1	2	3
特色	<ul style="list-style-type: none"> 各科目前の②、④、⑥の数字は介護福祉士受験資格にかかわる単位数であり、合計は34単位になる。 		<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉実習の単位数を多く履修させ、介護等に関する実践力の定着を目指す。 フードデザインを履修させ、訪問介護員として必要とされる、より確実な技能を身に付けさせる。 				<ul style="list-style-type: none"> 基礎的な科目(社会福祉基礎、基礎介護、看護基礎医学)と社会福祉実習を1年から履修させることにより、講義と実習の一体化を図り、基礎的な知識と技術のより確かな定着を目指す。 				<ul style="list-style-type: none"> 福祉の基礎的な科目(社会福祉基礎)を1年で4単位履修させ、社会福祉の向上を図る能力と積極的な態度を育成し、目的意識を持たせて福祉コースに進ませる。 				<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士受験資格を取得するための科目及び単位数を2、3年で集中して履修させることから、1年での進路ガイダンスが大切である。 			

2 指導計画と内容の取り扱い

(1) 指導計画作成上の留意点

- ア 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「社会福祉演習」を原則としてすべての生徒に履修させること。
- イ 福祉に関する各学科においては、原則として福祉に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。
- ウ 地域や福祉施設、産業界などとの連携を図り、就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(2) 内容の取り扱い

- ア 「社会福祉実習」や「社会福祉演習」における現場実習及び具体的な事例の研究やケアプラン作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。
- イ 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 指導計画の作成

科目「社会福祉基礎」4単位の指導計画(例)

学期	月	週数	単元 (ねらい)	指導項目	指導のねらい	時数	留意事項																																											
1	4	3	(1) 現代社会と社会福祉 現代社会における家族形態や生活構造などの社会構造の変容が社会福祉に及ぼす影響、標準的な家族のライフサイクルと社会福祉のかかわりについて取り上げ、社会福祉に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代社会と社会福祉のかかわりについて理解させる。	1 社会構造の変容と社会福祉	産業化・都市化や家族形態の変化、地域社会の変化などによる家族の扶養能力の低下や介護の社会化などについて、世帯構成の変化や就業意識の変化などについて取り上げ、家族形態や生活構造の変容が社会福祉に大きく影響していることを理解させる。 家族のライフサイクルをモデルケースとして、時代の経過に伴う変化について取り上げ、各ライフステージにおける社会保障制度とのかかわりや福祉ニーズの変化などを理解させる。	24	社会構造の変容を概観させる。 モデルケースを用いて理解させる。																																											
	5	3		2 ライフサイクルと社会福祉				1	6	4	(2) 社会福祉の理念と意義 自立生活支援にかかわる基本的な社会福祉サービス及び自立生活支援、基本的人権の尊重などを含む社会福祉の理念や社会保障制度の概要について取扱い、社会福祉の理念と意義について理解させる。	1 自立生活支援と社会福祉	社会福祉の理念が、経済的救済から自立生活支援へと変化してきたことを取り上げ、多様な自立生活を支える基本的な社会福祉サービスの考え方について理解させる。 社会福祉の理念については、日本国憲法が規定している生存権などを取り上げ、我が国の社会保障と社会福祉体系の概略、制度や民間活動としての社会福祉について理解させる。	24	基本的な社会福祉サービスを扱う。 社会保障を中心に扱う。	7	2	2 社会福祉の理念	2	8	1	(3) 社会福祉の歴史 欧米諸国や日本の社会福祉の歴史を取り扱い、どのような歴史的経過を経て社会福祉が成立してきたのか、欧米諸国と日本との状況を対比しつつ理解させる。	1 欧米における社会福祉	英国における社会福祉発展の概要を中心に扱い、福祉国家形成の過程を理解させる。また、アメリカ合衆国やスウェーデンなどにおける歴史的展開を学習することによって現在の社会福祉とどう結びついているかを理解させる。 我が国における社会福祉について、社会福祉が制度として確立されていく明治以降を中心に扱い、我が国の社会福祉の歴史的な展開を具体的に理解させる。	28	欧米諸国と日本の状況を対比しつつ理解させる。	9	4	2 日本における社会福祉	2	10	2	(4) 社会福祉分野の現状と課題 社会福祉の各分野が生まれてきた社会的背景と理念、各分野の代表的な施策の概要と現状などについて理解させるとともに、社会福祉の各分野の課題について考えさせる。	1 公的扶助	それぞれの制度が生まれてきた社会的背景、理念、現状について理解させるとともに、制度の課題について考えさせる。 在宅福祉や施設福祉のいろいろなサービスや社会福祉施設、関係機関を取り上げるとともに、地域福祉の課題について考えさせる。また、地域福祉の推進を図るための様々な福祉関連資源とその活用についても取り上げる。	36	生活保護制度、児童家庭福祉や高齢者関係法を取り上げる。	11	4	2 児童家庭福祉	12	3	3 高齢者・障害者福祉 4 地域福祉	3	1	1	(5) 社会福祉の担い手と社会福祉への展望 社会福祉を創造していくためには、社会福祉従事者だけでなく、相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革が必要であることについて理解させる。	1 社会福祉の担い手と社会福祉への展望	福祉社会を創造していくために必要とされる社会福祉従事者とその専門性などの概要及び相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革の重要性について取り上げ、基本的人権を尊重する豊かな福祉社会の創造について理解させる。	28
1	6	4	(2) 社会福祉の理念と意義 自立生活支援にかかわる基本的な社会福祉サービス及び自立生活支援、基本的人権の尊重などを含む社会福祉の理念や社会保障制度の概要について取扱い、社会福祉の理念と意義について理解させる。	1 自立生活支援と社会福祉	社会福祉の理念が、経済的救済から自立生活支援へと変化してきたことを取り上げ、多様な自立生活を支える基本的な社会福祉サービスの考え方について理解させる。 社会福祉の理念については、日本国憲法が規定している生存権などを取り上げ、我が国の社会保障と社会福祉体系の概略、制度や民間活動としての社会福祉について理解させる。	24	基本的な社会福祉サービスを扱う。 社会保障を中心に扱う。																																											
	7	2		2 社会福祉の理念				2	8	1	(3) 社会福祉の歴史 欧米諸国や日本の社会福祉の歴史を取り扱い、どのような歴史的経過を経て社会福祉が成立してきたのか、欧米諸国と日本との状況を対比しつつ理解させる。	1 欧米における社会福祉	英国における社会福祉発展の概要を中心に扱い、福祉国家形成の過程を理解させる。また、アメリカ合衆国やスウェーデンなどにおける歴史的展開を学習することによって現在の社会福祉とどう結びついているかを理解させる。 我が国における社会福祉について、社会福祉が制度として確立されていく明治以降を中心に扱い、我が国の社会福祉の歴史的な展開を具体的に理解させる。	28	欧米諸国と日本の状況を対比しつつ理解させる。	9	4	2 日本における社会福祉	2	10	2	(4) 社会福祉分野の現状と課題 社会福祉の各分野が生まれてきた社会的背景と理念、各分野の代表的な施策の概要と現状などについて理解させるとともに、社会福祉の各分野の課題について考えさせる。	1 公的扶助	それぞれの制度が生まれてきた社会的背景、理念、現状について理解させるとともに、制度の課題について考えさせる。 在宅福祉や施設福祉のいろいろなサービスや社会福祉施設、関係機関を取り上げるとともに、地域福祉の課題について考えさせる。また、地域福祉の推進を図るための様々な福祉関連資源とその活用についても取り上げる。	36	生活保護制度、児童家庭福祉や高齢者関係法を取り上げる。	11	4	2 児童家庭福祉		12	3		3 高齢者・障害者福祉 4 地域福祉				3	1	1	(5) 社会福祉の担い手と社会福祉への展望 社会福祉を創造していくためには、社会福祉従事者だけでなく、相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革が必要であることについて理解させる。	1 社会福祉の担い手と社会福祉への展望	福祉社会を創造していくために必要とされる社会福祉従事者とその専門性などの概要及び相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革の重要性について取り上げ、基本的人権を尊重する豊かな福祉社会の創造について理解させる。		28	社会福祉に関する学習の基本的な心構えが身に付くようにする。		2		
2	8	1	(3) 社会福祉の歴史 欧米諸国や日本の社会福祉の歴史を取り扱い、どのような歴史的経過を経て社会福祉が成立してきたのか、欧米諸国と日本との状況を対比しつつ理解させる。	1 欧米における社会福祉	英国における社会福祉発展の概要を中心に扱い、福祉国家形成の過程を理解させる。また、アメリカ合衆国やスウェーデンなどにおける歴史的展開を学習することによって現在の社会福祉とどう結びついているかを理解させる。 我が国における社会福祉について、社会福祉が制度として確立されていく明治以降を中心に扱い、我が国の社会福祉の歴史的な展開を具体的に理解させる。	28	欧米諸国と日本の状況を対比しつつ理解させる。																																											
	9	4		2 日本における社会福祉				2	10	2	(4) 社会福祉分野の現状と課題 社会福祉の各分野が生まれてきた社会的背景と理念、各分野の代表的な施策の概要と現状などについて理解させるとともに、社会福祉の各分野の課題について考えさせる。	1 公的扶助	それぞれの制度が生まれてきた社会的背景、理念、現状について理解させるとともに、制度の課題について考えさせる。 在宅福祉や施設福祉のいろいろなサービスや社会福祉施設、関係機関を取り上げるとともに、地域福祉の課題について考えさせる。また、地域福祉の推進を図るための様々な福祉関連資源とその活用についても取り上げる。	36	生活保護制度、児童家庭福祉や高齢者関係法を取り上げる。	11	4	2 児童家庭福祉		12	3		3 高齢者・障害者福祉 4 地域福祉				3	1	1	(5) 社会福祉の担い手と社会福祉への展望 社会福祉を創造していくためには、社会福祉従事者だけでなく、相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革が必要であることについて理解させる。	1 社会福祉の担い手と社会福祉への展望	福祉社会を創造していくために必要とされる社会福祉従事者とその専門性などの概要及び相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革の重要性について取り上げ、基本的人権を尊重する豊かな福祉社会の創造について理解させる。	28	社会福祉に関する学習の基本的な心構えが身に付くようにする。	2	3	3		3											
2	10	2	(4) 社会福祉分野の現状と課題 社会福祉の各分野が生まれてきた社会的背景と理念、各分野の代表的な施策の概要と現状などについて理解させるとともに、社会福祉の各分野の課題について考えさせる。	1 公的扶助	それぞれの制度が生まれてきた社会的背景、理念、現状について理解させるとともに、制度の課題について考えさせる。 在宅福祉や施設福祉のいろいろなサービスや社会福祉施設、関係機関を取り上げるとともに、地域福祉の課題について考えさせる。また、地域福祉の推進を図るための様々な福祉関連資源とその活用についても取り上げる。	36	生活保護制度、児童家庭福祉や高齢者関係法を取り上げる。																																											
	11	4		2 児童家庭福祉																																														
	12	3		3 高齢者・障害者福祉 4 地域福祉																																														
3	1	1	(5) 社会福祉の担い手と社会福祉への展望 社会福祉を創造していくためには、社会福祉従事者だけでなく、相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革が必要であることについて理解させる。	1 社会福祉の担い手と社会福祉への展望	福祉社会を創造していくために必要とされる社会福祉従事者とその専門性などの概要及び相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革の重要性について取り上げ、基本的人権を尊重する豊かな福祉社会の創造について理解させる。	28	社会福祉に関する学習の基本的な心構えが身に付くようにする。																																											
	2	3																																																
	3	3																																																

4 質疑応答

問1 教科「福祉」の専門科目を履修することによって、代替できる必履修科目は何か。

(1) 専門教育を主とする学科における各教科・科目の履修（第1章総則第3款の2の(2)）

専門教育に関する各教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教育に関する各教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

福祉に関する学科では、専門科目を履修することによって普通教科の必履修科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門科目の履修をもって必履修科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

ア 「福祉情報処理」の履修により、普通教科「情報」に関する科目の履修に代替でき、全部を代替する場合、履修単位数は2単位以上必要である。

イ 看護に関する学科では「基礎看護」や「看護基礎医学」等の履修によって普通教科「保健」と代替できるが、福祉に関する学科が「看護基礎医学」の履修によって普通教科「保健」に代替する場合は、「基礎看護医学」と「保健」の目標や内容、代替の範囲について対比表を作るなど、十分な検討を行い、同様の成果が期待できる場合に代替することができる。

(2) 職業教育を主とする学科における総合的な学習の時間の特例(第1章総則第4款の6)

職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間における学習活動により農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨床実習」又は「社会福祉演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により総合的な学習の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができる。

福祉に関する学科では、「社会福祉演習」を履修することによって、総合的な学習の時間と同様の成果が期待できる場合においては、「社会福祉演習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

問2 介護福祉士国家試験受験資格を得るために履修しなければならない科目名は何か。また、その科目の最低履修単位数はいくらか。

(1) 介護福祉士国家試験受験資格について

高等学校においては、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条別表第一により定められている科目及び単位数を履修した者には、実務経験3年に準ずる者として介護福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

また、一部改正された別表第一は平成14年4月1日から施行されることから、平成15年度以降の入学生については、この改正された別表第一が適用されるため、34単位の履修で受験資格を取得することができる。

(2) 介護福祉士国家試験受験資格に関わる科目名及び最低履修単位数について

一部改正された別表第一（表1）と平成8年8月21日厚生省令第51号で定められていた別表第一（表2）の科目名及び単位数は次のとおりである。

表1

教科	科目	単位数
福祉	社会福祉基礎	4
	社会福祉制度	2
	基礎介護	6
	社会福祉援助技術	4
	社会福祉実習	6
	社会福祉演習	4
	合計	34
家庭	家庭総合	4
看護	看護基礎医学	4

表2

教科	科目	単位数
福祉	社会福祉基礎	②
	社会福祉制度	2
	老人介護	④
	社会福祉援助技術	4
	社会福祉実習	6
	社会福祉演習	②
	合計	38
家庭	家庭一般	4
	被服	②
	食物	②
看護	看護基礎医学	4
	基礎看護	④
選択科目 (1科目)	社会福祉演習 家庭経営・住居 成人看護	②

(3) 主な改正点について

- ① 科目「社会福祉基礎」の単位数が2単位から4単位に増加した。
- ② 科目「老人介護」が「基礎介護」へ名称を変更し、単位数が4単位から6単位に増加した。
- ③ 科目「社会福祉演習」の単位数が2単位から4単位に増加した。
- ④ 新学習指導要領の実施により、必履修科目が「家庭一般」から「家庭総合」になる。
- ⑤ 科目「被服」・「食物」が削除された。
- ⑥ 科目「基礎看護」が削除された。
- ⑦ 選択科目が削除された。
- ⑧ 38単位から34単位での受験が可能となった。